



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行:ウイステリア社労士事務所

〒552-0007 大阪市港区弁天 1-1 大阪ベイトワール14F

<https://www.wisteria-sr.com>

9

2025

重要チェック

令和 6 年度の長時間労働に関する監督指導 実施事業場の約 81%が労働基準関係法令違反

厚生労働省は、令和 6 年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例とともに公表しました。令和 6 年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例を確認しておきましょう。

令和 6 年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例

●令和 6 年度の監督指導実施状況のポイント

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までに、26,512 事業場に対し監督指導を実施し、21,495 事業場 (81.1%) で労働基準関係法令違反が認められた。

＜主な法違反＞・違法な時間外労働があったもの→11,230 事業場 (42.4%)

・賃金不払残業があったもの→2,118 事業場 (8.0%)

・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの→5,691 事業場 (21.5%)

●主な監督指導事例／卸売業（労働者約 300 人）に対して行われた監督指導の事例

1. 労働者 1 人について、36 協定で定めた上限時間（月 75 時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内）を超える、最長で 1 か月当たり 127 時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

→監督指導の内容

○36 協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第 32 条違反）

○労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第 36 条第 6 項違反）

○時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

2. また、勤怠管理システム上の残業申請の時間と、出社・退社時に行う IC カードの打刻記録との間に、長い者で 1 日当たり 3 時間程度の乖離が発生しているものの、その時間数や理由を確認していない状況が認められた。

→監督指導の内容

○労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討・実施することを指導

○過去に遡って労働者に事実関係の聞き取りなどの実態調査を行い、調査の結果、差額の割増賃金の支払が必要になる場合は、追加で当該差額を支払うことを指導

★時間外労働の上限規制など、企業が遵守すべき労働基準関係法令のルールにはさまざまなものがありますので、違反がないか、定期的にチェックしておく必要があるでしょう。不明な点等があれば、気軽にお声掛けください。

重要通達

「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」厚労省が通達を公表

厚生労働省から、「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について（令和 7 年 7 月 4 日保発 0704 第 1 号・年管発 0704 第 1 号）ほか」という通達が発出されました。その内容を確認しておきましょう。

通達「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」のポイント

この通達は、令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について、次ページのような取り扱いの変更を行うものです。

次ページへ続く

- 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては、その額を 150 万円未満として取り扱う。
- 上記の取り扱いは、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

★健康保険などの被扶養者の認定について、取り扱いが変更されたのは、19 歳以上 23 歳未満の者（大学生年代の方）の年間収入に係る認定要件です。それ以外の者の年間収入に係る認定要件は、これまでどおり、原則として 130 万円未満です。大学生年代の方を除き、パートの方などが就業調整を行う状況は変わらない（それどころか、最低賃金が引き上げられると就業調整を行う方が増える）と思われるので、就業調整でお困りの場合は、前月号で紹介した「キャリアアップ助成金／短時間労働者労働時間延長支援コース」の活用を考えてみてはいかがでしょうか。不明な点や知りたいことがあれば、気軽にお声掛けください。

調査結果

令和6年度の男性の育休取得率が過去最高の 40.5% しかし、若年層の希望は満たせていない？

厚生労働省から、「令和 6 年度 雇用均等基本調査」の結果が公表されました。また、「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査」の結果（速報）も公表されました。両調査の結果から、育休取得率と若年層の育休取得期間の希望を紹介します。取得率は上がっても、若年層の希望を満たしているわけではないことが伺えます。

.....育休取得率と若年層の育休取得期間の希望（厚労省の調査結果より）.....

<令和 6 年度 雇用均等基本調査>

●事業所調査／育児休業取得者の割合

- ・女性：86.6%（令和 5 年度 84.1%）
- ・男性：40.5%（同 30.1%）
- ・男性について、育児休業を取得した者のうち「産後パパ育休」の取得率は 82.6%

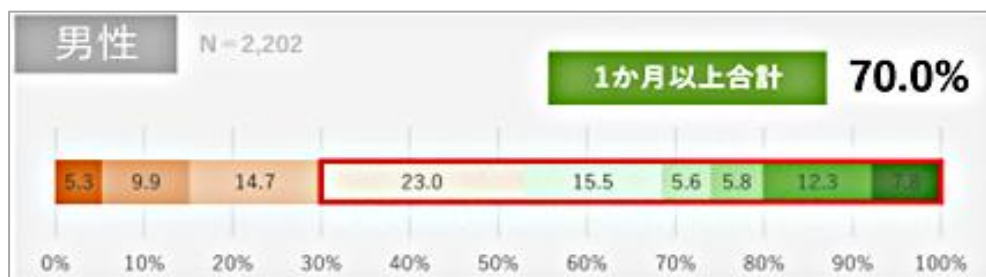
<若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査（速報）>

●家事・育児と仕事の両立意識／育休取得期間の希望

- ・若年社会人の約 8 割が 1 か月以上の育休取得を希望
- ・男性は、70.0%が 1 か月以上の育休取得を希望

■あなたは、ご自身で育休をどの程度取得したいと思いますか？

■1週間未満 ■1-2週間未満 ■2週間-1ヶ月未満 ■1ヶ月-3ヶ月未満 ■3ヶ月-6ヶ月未満 ■6ヶ月-9ヶ月未満 ■9ヶ月-1年未満 ■1年-2年未満 ■2年以上



★男性の育休の取得率が大幅に上昇（約 30%→約 40%）しましたが、その背景には、令和 4 年 10 月から施行された「産後パパ育休」の普及があるといわれています（上記の調査結果からもそれは明らか）。しかし、「産後パパ育休」は、子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得できる制度であり、その期間は、同一の子について最大 28 日間です。「産後パパ育休」の取得だけでは、若年層の男性の育休取得期間の希望は満たせていないといえます。

上記は一例ですが、若年層の人材を確保することを考えると、「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査（速報）」の結果は確認しておきたいところです。ご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。また、最近の改正の動向も含め、育児・介護関連の規定の内容についても、気軽にお問い合わせください。

お仕事 カレンダー 9月

9/10

- 8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7 月決算法人の確定申告と納税・2026 年 1 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）



◆あとかぎ◆